

福岡県公報

平成十七年十二月十四日
第二千四百七十三号
増刊 (2)

目次

規則(第九十号～第九十三号)

○公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改める規則

(用地課) 一

(税務課) 一

(税務課) 一

(管財課) 一

(管財課) 一

○視聴覚教材の利用等に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁生涯学習課) 二

規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改める規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十二月十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第九十号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改める規則

平成六年福岡県規則第七十号の一部を次のように改訂する。

本則中「椎田町及び吉富町」を「吉富町及び築上町」に改める。

第二条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を次のように改訂する。

本則中「福津市」の下に「、宮若市」を加え、「宮田町」を削る。

第三条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を次のように改訂する。

本則中「、甘木市」を削り、「宮若市」の下に「、朝倉市」を加え、「豊津町」を「みやこ町」に改める。

第四条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を次のように改訂する。

本則中「、穂波町、庄内町、穎田町」を削る。

第五条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を次のように改訂する。

本則中「、山田市」を削り、「朝倉市」の下に「、嘉麻市」を加え、「稲築町」を削る。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成十八年一月十日
- 二 第二条の規定 平成十八年二月十一日
- 三 第三条の規定 平成十八年三月二十日
- 四 第四条の規定 平成十八年三月二十六日
- 五 第五条の規定 平成十八年三月二十七日

福岡県規則施行規則の一部を改訂する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十二月十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第九十一号

福岡県規則施行規則の一部を改訂する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改訂する

定期発行日 毎週月水金曜日

る。

第三十一条に次の一号を加える。

百三十八 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書

様式目次中

六十一の
百二

六十一の
百一

三十一条

三十一条

公売参加についての注意事項

三十一条

三十一条
を
に改める。

第六十一号の百三様式

第十四号様式を次のように改める。

第14号様式（第12条関係）

徵 収 猶 予 取 消 通 知 書 第 号											
年 月 日											
様 福岡県 県税事務所長											
印											
<p>月 日付で徵収猶予を許可していましたが、下記の理由により取り消したので、すみやかに県税事務所に納付（納入）してください。</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。 なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1）審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞納者	住(居)所										
	氏名										
徵収猶予額	課税番号	年度	年月分	税目	税額	※延滞金額	加算金額	計			
※ 滞納処分費（法律による金額）											
本書作成の日までに徵収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十	円
徵収猶予取消額	課税番号	年度	年月分	税目	税額	※延滞金額	加算金額	計			
※ 滞納処分費（法律による金額）											
本書作成の日までに徵収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十	円
徵収猶予期間		年 月 日から		年 月 日まで		日間					
徵収猶予取消理由及び該当条項											

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 知事が引継ぎを受けている徵収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に改め、「なお、この審査請求書は正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第十四号の六様式を次のように改める。

第14号の6様式（第12条の3関係）

滞納処分停止取消通知書

第 号

年 月 日

様

印

福岡県 県税事務所長

あなたに係る下記徴収金については、年 月 日付第 号をもって滞納処分を停止していましたが、本日その停止処分を取り消しましたから、地方税法第15条の8第2項の規定により通知します。

なお、本徴収金は、年 月 日までに 県税事務所に納めてください。

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞 納 者	住(居)所							
	氏名					職業		
滞 納 処 分 停 止 額	課税番号	年度	年月分	税目	税額	※延滞金額	加算金額	摘要
※ 滞納処分費（法律による金額）								
本書作成の日までに徴収すべき金額			千	百	十	万	千	百
滞 納 処 分 停 止 取 消 額	課税番号	年度	年月分	税目	税額	※延滞金額	加算金額	摘要
※ 滞納処分費（法律による金額）								
本書作成の日までに徴収すべき金額			千	百	十	万	千	百
取消 事 由								

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に改め、「なお、この審査請求書は正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の百一様式の次に次の二様式を加える。

第61号の103様式（第31条関係）



受付日	受付担当者	データ入力日	データ入力者
年月日		年月日	

公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書

太枠内は入札参加申込者が記入すること。

福岡県

公売保証金納付書			
年度	歳入歳出外現金	保証金その他	公売保証金
金額	円		平成 年度
上記金額を納付します。（記入日）平成 年 月 日			公告第 号
入札者	住所(所在地)	売却区分番号	
	フリガナ	第 号	
	氏名(名称)	領収印	
	電話番号		
	Yahoo!ID		
	メールアドレス		

公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書			
福岡県知事・福岡県	県税事務所長 殿		
返還事由が生じたとき、上記公売保証金額を返還願います。			
返還の際は、以下の口座へ振り込んでください。			
なお、返還につき、入札終了日に遅れて返還されることについて異議はありません。			
公売保証金 返還請求者	フリガナ ----- 氏名(名称)	印	
振込先	金融機関名 (郵便局を除く福岡県公金収納取扱金融機関)	銀行 信用金庫 信用組合 農協 支店	
	預金種別	普通・当座	口座番号
口座名義人	住所(所在地)		
	フリガナ ----- 氏名(名称)		

第七十三号の六様式を次のように改める。

第73号の6様式(第39条の5の2関係)

(第1紙)

(提出用)

医療法人等の所得金額計算書		事業 年度	・ ・ から まで	法人名	
総 所 得 金 領 等				① 円	
土 地 等 の 謹 渡 所 得				②	
総 所 得 金 領 (① - ②)				③	
医療業とその他の事業とを併せて 行っている場合の所得区分		医療業の所得金額 (③ × $\frac{⑦}{⑦+⑧}$)			④
		その他の事業の所得金額 (③ - ④)			⑤
		社会保険医療分の収入金額 (⑦の金額)			⑥
		医療業に総収入金額 (⑦の金額)			⑦
		その他の事業収入金額 (⑧の金額)			⑧
社会保険医療分の所得金額 (③ × $\frac{⑥}{⑦}$ 又は ④ × $\frac{⑥}{⑦}$)		⑨			
当期分課税所得金額 (① - ⑨)		⑩			
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額		⑪			
課税標準となる所得金額 (⑩ - ⑪)		⑫			
社会 保 険 医 療 分 の 收 入 金 額	健 康 保 険 法	円			⑬
	国 民 健 康 保 険 法				⑭
	船 員 保 険 法				⑮
	国家公務員共済組合法				⑯
	防衛庁の職員の給与等に関する法律				⑰
	地方公務員等共済組合法				⑱
	私立学校教職員共済法				⑲
	戦傷病者特別援護法				⑳
	障害者自立支援法				㉑
	母子保健法				㉒
	児童福祉法				㉓
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律				㉔
	生活保護法				㉕
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律				㉖
	結核予防法				㉗
その他の 収入 金額	麻薬及び向精神薬取締法				㉘
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				㉙
	老人保健法				㉚
	介護保険法				㉛
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った 者の医療及び観察等に関する法律				㉜
	(身体障害者福祉法)				㉝
	査定損益額	医療業の総収入金額 (⑦ + ⑪)			㉞
					㉟
					㉟
	計 ⑦	計			㉟
その他の 収入 金額					

(第2紙)

〔記載要領〕

1 この計算書は、地方税法（以下「法」という。）第72条の23第1項ただし書の適用を受ける医療法人等が、法人の事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する場合に貸借対照表、損益計算書、収入金額明細書、法人税法施行規則別表4（写）に添えて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

(1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合

(2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）第1項の規定の適用を受ける場合

なお、この場合には、地方税法施行規則（以下「法規則」という。）第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税の明細書別表十(六)の写しを提出してください。

(3) 社会保険診療分の所得とその他の所得を区分して計算している場合

なお、この場合には、その区分経理による所得金額についての明細書を提出してください。

2 ①の金額欄には、法規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の再仮計⑯の額を記載してください。

3 ②の金額欄には、次の土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。）、建物等、法人税法第2条第23号に掲げる減価償却資産及び有価証券（以下「土地等」という。）の譲渡所得を記載してください。

総所得金額等の計算上、益金又は損金として計算した土地等の譲渡益、売却益、譲渡損又は売却損の合計額（以下「土地等の譲渡益等」という。）がある場合は、土地等の譲渡に直接要した経費を控除した後の譲渡所得を記載してください。

ただし、医療業に関係する土地等（例えば病院の土地、建物等や往診等で使用していた自動車等）の譲渡益若しくは売却益は、「その他の収入金額」に含めます。また、土地等の譲渡益等には、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の各規定により損金に算入した部分の金額は、土地等の譲渡益等の計算をする上においてこれを控除します。つまり土地等の譲渡益等とは、圧縮後の金額をいいます。

なお、土地等の譲渡益等に係る経費は、次のものをいい固定資産税等土地等の維持管理に要した費用は含まれません。

(1) 土地等を譲渡するために直接要した仲介手数料、測量費、登記費用等

(2) 土地等を譲渡するために、その上にある家屋を取り壊す等の目的で借家人に支払った立退料

(3) 土地等を譲渡するためにその土地の上にある家屋、構築物等を取り壊した場合の除却費及び除却損

(第3紙)

- 4 ⑪の金額には、法規則第6号様式別表9～11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の前7年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。
- 5 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第1項ただし書に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してください。
- (1) 保険者から支払を受けるべき金額
- (2) 被保険者が負担する一部負担金、入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額。
- 6 ⑯の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 7 ⑯の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第1項ただし書に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外のものを記載してください。
- 8 ⑯の金額欄には、作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。
- 9 ⑯の金額欄には、受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
- 10 ⑯の金額欄には、所得税法第174条（内国法人に係る所得税の課税標準）第1号に規定する利子等又は第2号に規定する配当等の額（所得税額控除前の金額）を記載してください。この場合、法人税法第23条（受取配当金の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額は含めません。
- 11 ⑯の金額欄には、償却資産の売却収入のうち取得価格を超える金額を記載してください。
- 12 ⑯の欄の「付帯事業収入」とは、医療業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。
- 13 「その他の事業の収入金額」の欄には、純売上高を記載してください。
- 14 医療業の総収入金額に含めないもの
- (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
- (2) 土地等の譲渡所得に係る収入金額（「土地等の譲渡所得」の欄②で区分計算を行うため）
- (3) 従業員の社宅及び寮等使用料収入及び食事代収入
- (4) 収入金額に計上した国税又は地方税の還付金又は充当金（還付加算金額を除く。）
- (5) 債却資産を売却した場合の取得価格に相当する金額又は保険契約に係る解約返戻金若しくは満期返戻金のうち配当金を除く部分の金額
- (6) 購入たな卸資産に係る仕入割戻し額として収入に計上した金額

平成17年12月14日 水曜日

附 則**(施行期日)**

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十二月十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第九十二号**福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則**

福岡県証紙代金収納計器取扱規則（昭和四十六年福岡県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「福岡県小倉県税事務所長、福岡県飯塚県税事務所長」を「福岡県北九州東県税事務所長、福岡県飯塚・直方県税事務所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十二月十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第九十三号**福岡県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則**

福岡県職員の職務発明等に関する規則（昭和四十七年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中

「三十万円以下の金額	百分の三十	「百万円以下の金額	百分の五十
三十万円をこえる金額	百分の二十	百万円を超える金額	百分の二十五」
五十万円をこえる金額	百分の十		
百万円をこえる金額	百分の五		

「三十万円以下の金額	百分の三十	「百万円以下の金額	百分の五十
三十万円をこえる金額	百分の二十	百万円を超える金額	百分の二十五」
五十万円をこえる金額	百分の十		
百万円をこえる金額	百分の五		

附 則**(施行期日)**

1 この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福岡県職員の職務発明等に関する規則第十二条の規定は、平成十八年一月一日以後に県が特許を受ける権利又は特許権の運用により得た収入に係る補償金の算定から適用し、同日前の収入に係る補償金の算定については、なお従前の例による。

教育委員会

視聴覚教材の利用等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十二月十四日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第二十二号**視聴覚教材の利用等に関する規則の一部を改正する規則**

視聴覚教材の利用等に関する規則（昭和六十年福岡県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十六ミリフィルム、八ミリフィルム及びスライド等」を「ビデオテープ、十六ミリフィルム等」に改める。

平成十七年十二月十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第九十三号**福岡県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則**

福岡県職員の職務発明等に関する規則（昭和四十七年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「当たつて」を「当たって」に改め、同条に次の二項を加える。

教材のうち十六ミリフィルムを映写するときは、映写機の操作技術を習得するための講習を受講した者又はこれと同等以上の操作技術を有する者が、良好に整備された映写機を使用して行わなければならない。

第八条中「よつて」を「よって」、「もつて」を「もって」に改める。

第九条中「あつた」を「あった」に改める。

第三章から第五章までを削り、第六章中第二十三条を第十条とし、同章を第三章とする。
第七章中第二十四条を第十一条とし、同章を第四章とする。
附則第二項及び附則第三項並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)